

教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。
 給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込みされません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

入学金および適性検査料および技能教習料(延長分・補習分を除く)および学科講習料

支給対象合計額 119,320円 (20%相当は 23,864円)

◆教習料金の単価◆

*技能教習・・・1時間あたり9,720円

*技能検定・・・1回あたり8,640円

単位 (円)

所得免許	A						小計	B		合計
	入学金	適性検査	証明書	写真代	講習料	補交代		技能教習	検定料	
大型特殊	43,200	2,160	2,700	864	—	—	48,924	58,320	8,640	115,884
フォークリフト講習	—	—	—	—	14,040	1,600	15,640	—	—	15,640
受講料金総額	43,200	2,160	2,700	864	14,040	1,600	64,564	58,320	8,640	131,524

*合計の金額は延長教習・自由練習・検定不合格のない場合の最少金額です。

*割引券をお持ちの方や取次ぎ所などからのご紹介の方は、表中の[A]から割引をいたしますが、支給対象額も減額になります。

*教習生自身のご都合で退校される場合は、10,800円の退校手数料がかかります。

なお途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

*直前(技能教習開始まで1時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1回あたり9,720円)がかかります。